

藤沢市議会基本条例（解説） 新旧対照表

改正後	改正前
第7章 議員の政治倫理 (議員の政治倫理) 第19条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた者であることを認識し、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう、市民の代表として良心と責任感を持って、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、清廉かつ公正で、開かれた民主的な市政の発展に寄与することに専念しなければならない。 <u>2 議員は、全ての人の人権を尊重し、名誉毀損、誹謗中傷その他の他人の人格を損なう一切の行為をすることなく、ハラスメントのない議会の実現に努めるとともに、議会の内外を問わず、確たる事実に基づいて発言し、又は情報を発信するものとする。</u> 〈解説〉1 政治倫理について、他市議会等においては政治倫理を規定する条例を整備しているところもありますが、本市議会においては政治倫理規定の条例が整備されていないことから、本条例において規定しています。 2 この条文は、議員の発言や情報発信に関する政治倫理について、<u>全ての人や団体を対象に規定しています。チラシやホームページ、ソーシャルメディア等の使用を含み、確たる事実に基づく発言及び発信が求められます。</u> また本市議会では、議員対議員、議員対職員のハラスメントを未然に防止するために「<u>藤沢市議会ハラスメントの防止に関する条例</u>」を整備しています。	第7章 議員の政治倫理 (議員の政治倫理) 第19条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた者であることを認識し、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう、市民の代表として良心と責任感を持って、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、清廉かつ公正で、開かれた民主的な市政の発展に寄与することに専念しなければならない。 〈解説〉政治倫理について、他市議会等においては政治倫理を規定する条例を整備しているところもありますが、本市議会においては政治倫理規定の条例が整備されていないことから、本条例において規定しています。